

岐阜県観光戦略会議設置要綱

(目的)

第1条 岐阜県観光戦略の策定、フォローアップ等に関し、各分野の有識者等から意見を聴取することを目的とする、岐阜県観光戦略会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌)

第2条 会議では、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- 一 岐阜県観光戦略の推進(戦略の策定及びフォローアップ)
- 二 その他、観光施策の推進に関する事項

(委員)

第3条 委員は、観光戦略の推進に有効な分野から、県が選任する。

- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(組織)

第4条 会議は、委員12名以内で組織する。

- 2 会議に座長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 座長は、会議の進行を行う。
- 4 座長は、副座長を指名することができる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、岐阜県観光文化スポーツ部観光企画課長(以下「観光企画課長」という。)が招集する。

- 2 観光企画課長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、岐阜県観光文化スポーツ部観光企画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、観光企画課長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。